

専門家相談サービス

建築士事務所協会会員ならではのサービスで、
皆様の日常業務をバックアップいたします!!

新たに会員様向けサービスとして、「専門家相談サービス」を開始いたします。
まだ本会にご加入されていない方は、是非ご加入をご検討ください。

主要サービスのご紹介



弁護士相談 サービス

建築主や施工会社とのトラブル等、業務上のトラブルについて、提携先の弁護士事務所に電話等で30分程度の相談ができるサービスです。(書類作成や相手との交渉等、具体的な業務を依頼する場合は別途費用がかかります。)



労務相談 サービス

労働施策総合推進法が改正され、ハラスメント相談窓口の設置が全ての企業において法律で義務化されました。ハラスメント全般に関してのご相談や労務上のトラブルについてのご相談は提携先にお取次ぎし、電話等で相談できるサービスです。勤怠管理や36協定、就業規則、災害補償規定等についてのご相談も可能です。(36協定の提出手続き、就業規則の作成等、具体的な業務を依頼する場合は別途費用がかかります。)



税務会計相談 サービス

日常業務の経理関連の諸課題(会計処理や税務相談、節税、贈与・相続対策、融資相談等)について、提携先の会計事務所に取次ぎ、電話等で30分程度の相談ができるサービスです。(具体的な業務を依頼する場合は別途費用がかかります。)

会員および賛助会員は、3サービスそれぞれ1案件初回相談無料

同一相談内容による複数回の利用は、対応いたしかねます。

2回目以降の継続相談は紹介先へ直接ご相談ください。(その際、紹介先より別途費用の請求がございます。)

なお、利用者が多い場合には、利用が制限されることがあります。

サービス利用については、
右記相談専用URLまたはQRコードより
お申し込みください。

一般社団法人日本建築士事務所協会連合会 指定代理店

株式会社 テクトサービス

<https://form.run/@TEKT-Senmonka-Soudan>

